

青森県報

第二百二十四号

令和二年
二月二十五日
(火曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による医療機関の指定……………(健康福祉政策課) ……一
 - 生活保護法による施術者の指定……………(同) ……一
 - 生活保護法による指定施術者の住所変更の届出……………(同) ……一
 - 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………(同) ……二
 - 障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……二
 - 道路の区域の変更……………(道路課) ……二
- 出先機関**
- 土地改良区の定款変更の認可……………(西北地域民局) ……四
 - 土地改良事業計画変更の認可……………(同) ……四
 - 平成二十八年三月九日定例出先機関中……………(中南地域民局) ……四

告 示

青森県告示第百十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助

のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和二年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
保険調剤薬局ファーマシー	弘前市大字代官町九一の三	令和 三・三・一

青森県告示第百十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和二年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	施 術 所 の 名 称	施 術 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
魚住 良太	魚住整骨院	上北郡野辺地町字野辺地二の三	令和二・一・二五

青森県告示第百十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定施術者から住所を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	氏名	住所	変更月日
変更前	久田 良太	つがる市木造赤根一三の八〇メゾン・ド・ソレイユ二〇一号室	令和 二・二二
変更後		つがる市柏鷺坂清留四の一九	

青森県告示第百十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和二年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 月 日
のだ眼科・血管内科クリニック	弘前市大字神田三丁目二の一	平成 三・二二
やぎはし腎泌尿器科医院	弘前市大字笹森町三九の一	令和 元・三一
やぎはし調剤薬局	弘前市大字東長町五九	
保険調剤薬局ファーマシー	弘前市大字代官町九一の三	二・三一

青森県告示第百二十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和二年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所	指 定 月 日
指定障害福祉サービス事業者 名称 主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名称 所在地	指 定 月 日
合同会社協和 三沢市大町三丁目九の三〇	共同生活援助	喜望の家 三沢市栄町三丁目一四〇の五八	令和 二・三一

青森県告示第百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和二年三月二十四日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和二年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

変更の区間	変更前後の敷地の幅員	敷地の延長	備考
変更の区間	敷地の幅員	敷地の延長	備考
前	四三・二〇メートルから 五九・〇〇メートルまで	一六九・三〇メートル	

1

県

道

線
柵手倉橋

三戸郡新郷村大字戸来字松森沢四一の四三から 三戸郡新郷村大字戸来字松森沢四一の四四まで																
三戸郡新郷村大字戸来字松森沢一九の一から 三戸郡新郷村大字戸来字松森沢一九の一まで																
三戸郡新郷村大字戸来字松森沢四一の四七から 三戸郡新郷村大字戸来字松森沢四一の一〇四まで																
三戸郡新郷村大字戸来字松森沢四一の二〇四から 三戸郡新郷村大字戸来字松森沢四一の八九まで																
三戸郡新郷村大字戸来字松森沢四一の九九から 三戸郡新郷村大字戸来字松森沢四一の九九まで																
三戸郡新郷村大字戸来字松森沢四一の二〇五から 三戸郡新郷村大字西越字温泉沢一四の七まで																
前	後	前	前	後	前	前	後	前	前	後	前	前	後	前	後	前
七三〇・七〇〇メートルまで	八一五・七〇〇メートルまで	九四・六〇〇メートルまで	八八五・七〇〇メートルまで	七〇〇・三〇〇メートルまで	九三・七〇〇メートルまで	七〇〇・三〇〇メートルまで	一八四・九〇〇メートルまで	六〇・八〇〇メートルまで	二三五・二〇〇メートルまで	九四・二〇〇メートルまで	六四・三〇〇メートルまで	九四・五〇〇メートルまで	八五・九〇〇メートルまで	八五・五〇〇メートルまで	五四三・四〇〇メートルまで	八四・二〇〇メートルまで
二二二・〇〇メートル	五二〇・〇〇メートル	五〇二・八〇メートル	五二〇・〇〇メートル	四八・二〇メートル	一七五・一〇メートル	四八・二〇メートル	一一二・一〇メートル	一〇七・六〇メートル	一一二・一〇メートル	七五・五〇メートル	六八・〇〇メートル	七五・五〇メートル	五七・一〇メートル	五七・一〇メートル	一六九・三〇メートル	一六九・九〇メートル

三戸郡新郷村大字西越字温泉沢二二の一一から
三戸郡新郷村大字西越字温泉沢二二の一一まで

出先機関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、明道
土地改良区の定款の変更を令和二年二月六日認可したので、同条第三項の規定により
公告する。

令和二年二月二十五日

西北地域県民局長 平野 義一

中南地域県民局

平成二六・三・九 第四二二〇号	発行年月日 発行番号	区分	ページ	段	行	誤	正
出先機関			五	下	表中	高谷 正徳 笹 慎一	高谷 正徳 笹 慎一

後	前
二〇・四〇メートルから 七三・七〇メートルまで	二・七〇メートルから 八・二〇メートルまで
一一二・〇〇メートル	一九九・一〇メートル

土地改良事業計画変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、十
三湖土地改良区に係る次の土地改良事業の計画の変更を令和二年二月十二日認可した
ので、同条第十一項の規定により公告する。

令和二年二月二十五日

西北地域県民局長 平野 義一

事業名 維持管理

正誤

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円七十三銭